



2025年の主な法改正を振り返りましょう！

2025年は、法改正が多い一年でした。企業としては、法改正に“対応する”だけでなく、“従業員が働きやすくなる仕組みづくり”へつなげていくために、『うちは大丈夫かな？』『やり忘れたことはないかな？』を確認してみてください。詳細はバックナンバーを再確認していただくとともに、ご不明な事がございましたらあおば事務所までご連絡ください。

※今回の記事は、雨宮が担当しました。※

1. 育児・介護休業法の改正 (4月・10月)

※バックナンバー No.235、No.244

2025年は、育児・介護に関わる社員への配慮がより強く求められる法改正が行われました。

【4月から変わったこと】(会社が行う事を含む)

- ・子の看護休暇の見直し
- ・残業免除の対象を拡大
- ・男性の育児休業の取得状況の公表義務が従業員数300人超の企業に拡大
- ・1歳11ヶ月～2歳11ヶ月の子を育てる社員に「働き方に関する意向確認」を行う
- ・介護休暇の取得要件を緩和
- ・40歳を迎える社員へ介護に備えるための情報を提供



・介護離職を防ぐための制度説明・意向確認を行う

【10月から変わったこと】(会社が行う事を含む)

- ・3歳～就学前の子を育てる社員に、「柔軟な働き方」を実現するための措置を行う
- ・上記に対して子が3歳になる前に、個別に制度説明と意向確認を行う
- ・妊娠・出産の申出時と3歳前のタイミングで「仕事と育児の両立に関する意向」の聴取・配慮を行う



2. 熱中症対策の義務化 (6月1日～)

※バックナンバー No.240

2025年から企業として「熱中症対策をきちんと仕組みとして整える」ことが義務化されました。

特に、屋内外の高温環境で働く事業所では対策が重点化されています。

■ 会社が行う事

- ① 「熱中症の自覚症状がある者」や「熱中症のおそれのある者を見つけた者」が報告できる体制整備
- ② 体調不良者が出た場合の対応マニュアルを整備
- ③ ①と②を熱中症のおそれのある作業に従事する者(関係者)へ周知する

※ 屋外作業だけでなく、高温になる可能性のある屋内作業も対象になります。



4. 地域別最低賃金の改定

※バックナンバー No.243

2025年は、過去最大の引き上げ幅となり、全都道府県で最低賃金が1,000円を突破しました。

※各地域で発効日が異なるため、ご注意下さい。

■ 会社が行う事

- ・賃金の引き上げが必要な従業員の確認
- ・賃金の見直し(固定残業代の再計算含む)
- ・新しい最低賃金を反映した求人情報に更新



5. 健康保険証の廃止 (12月2日～)

※バックナンバー No.232

2025年12月2日に健康保険証が廃止され、原則マイナ保険証に一本化されました。

ただし、切替にあたって、マイナンバーカードと健康保険証を紐づけていない従業員には資格確認書が発行されています。

・資格確認書：自宅に郵送(宛先不明の場合は会社へ届きます)

・マイナ保険証：利用登録は個人で手続きが必要

※マイナンバーカードも資格確認書も有効期限があるので注意が必要です。

■ 会社が行う事

- ・入社時にマイナ保険証を持っているか資格確認書が必要か確認する
- ・資格確認書の紛失時には再交付の手続きが必要
- ・退職時には資格確認書を回収する

※12月2日以降は健康保険証の回収は不要、各自で廃棄となります。



「あおば事務所の年末年始休業」

12月27日(土)～翌年1月5日(月)午前中まで休業とさせていただきます。休業中にいただいたご連絡につきましては、営業開始後に順次対応させていただきます。

■ 賞与を支給した場合はあおばにご連絡ください ■

賞与を支給した場合には届け出が必要ですので、あおば事務所までご連絡ください。賞与支給月に支給がなかった場合も不支給の申請をいたします。なお、賞与の計算で本人負担分を控除する際の保険料率は以下のとおりです。

※健保組合などは下記料率と異なりますので、ご注意ください。

健康保険	4.88% (埼玉)	4.955% (東京)	4.895% (千葉)
	4.96% (神奈川)	4.835% (茨城)	4.885% (群馬)
介護保険	0.795% (賞与支払月の末日に40歳以上65歳未満の方)		
厚生年金	9.15%		
雇用保険	0.55% (建設業は0.65%)		

- ① 賞与の保険料を計算する際には1,000円未満の端数は切り捨てます。たとえば賞与額が123,456円の場合は123,000円としてこの額に上記保険料率を掛けて計算します。
※雇用保険は切り捨てない金額で計算します。
- ② 上限額を超えた部分には保険料がかかりません。
健康保険 1年度で573万円(4月～3月までの賞与額の累計)
厚生年金 1回の支払い額が150万円(同月に複数回の支払いがある場合はその合計額)

■ あおばの研修(組織力アップ、定着向上の為の本質論です) ■

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます！

★組織活力アップ研修 全ての根本がここに！

基本は全4回、期間は約3ヶ月

組織活力が特に
オススメ！

★問題解決プログラム

困難を打ち破り問題を解決していく力を養います！

★経営幹部、管理職研修

管理職に必要な意識と心得をお伝えします。

★チームビルディング

実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも？

★超採用面接術 他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。

